

令和5年9月3日執行

妹背牛町議会議員選挙立候補予定者 説明会

と き 令和5年8月1日(火)

ところ 妹背牛町保健センター 集団指導室

妹背牛町選挙管理委員会

1. 立候補の手続き等

(1) 届出受付の日時及び場所

- ① 日 時 令和5年8月29日(火) 午前8時30分から午後5時00分
- ② 場 所 妹背牛町役場2階 第2.3会議室

※受付時間前に届出者が2名以上来ている場合は、くじを行い受付順番を決めます。

(2) 立候補の届出書類

- ① 候補者本人による届出 候補者届 (別紙 記載例1)
- ② 推薦による届出 推薦届 (別紙 記載例2)

※添付書類

- 1. 候補者の承諾書 (推薦による届出のみ)
- 2. 選挙人名簿登録証明書 (推薦による届出のみ)
- 3. 供託証明書
- 4. 宣誓書
- 5. 所属党派 (政治団体) 証明書 (無所属は、不要)
- 6. 戸籍の謄(抄)本又は全部 (一部) 事項証明 (候補者のもの)
- 7. 通称認定申請書 (通称を使用する場合のみ)
(例えば廣⇒広、高⇒高と簡略する場合は、通称に当たらないので不要)

(3) その他の届出書類

- ① 出納責任者選任 (異動) 届
- ② 選挙事務所設置 (異動) 届
- ③ 報酬を支給する者の届出
- ④ 選挙立会人となるべき者の届出 ※選挙期日前3日前まで (8/31)
- ⑤ 候補者辞退届 ※告示日のみ
- ⑥ 個人演説会開催申出書 (公営施設) ※使用する日の2日前まで
- ⑦ 公費負担届出書 (選挙カー、運動用ビラ・ポスター) ※使用分のみ

(4) 供託手続き等（届出時「供託証明書」提出のため届出前に手続きが必要）

- ① 候補者本人による届出 ～ 候補者本人による供託
- ② 推薦による届出 ～ 推薦者が供託（推薦者が2人以上いる場合は、その内1人が供託しても良い）
- ③ 供託金額 ～ 15万円
- ④ 供託場所 ～ 地方法務局
- ⑤ 供託物の返還 ～
 - 候補者の得票数が法93条第1項の没収点を超える場合（有効投票の総数を議員定数で除した数の10分の1以上）
 - 無投票当選
 - その他死亡等

※選挙長は、供託証明書に原因消滅の証明書を交付する。（今回の交付時期9月20日以降）

2. 選挙運動

(1) 選挙運動の準備

立候補届出前の一切の選挙運動は、事前運動として禁止されています。

しかし、①から⑪に示すような選挙運動の準備は認められています。

- ① 選挙運動資金の調達
- ② 選挙事務所、自動車、拡声機、演説会場の借入れの内交渉
- ③ 出納責任者、選挙運動員、事務員、うぐいす嬢や労務者などの内交渉
- ④ 選挙演説依頼の内交渉
- ⑤ 選挙運動用葉書の印刷（選挙郵便の取扱に注意すること。）※通常葉書の支給は、告示日以降となるので、この場合は、自前となる。
- ⑥ ポスターの作成、宛名書きなど
- ⑦ 立札、看板、タスキなどの作成
- ⑧ 選挙運動方法の協議、役割分担を決めること
- ⑨ 有権者名簿の作成
- ⑩ 政党の公認を求めること
- ⑪ 各種届出書の記入など

これらは、直接選挙人を対象としていないので、選挙運動にはなりません、こうした行為とあわせて投票依頼などをすると事前運動となります。

(2) 事前運動の禁止

選挙運動ができるのは、立候補の届出をしたときから投票日の前日までです。

そこで事前運動として禁止されているのは、この許された期間以外における一切の選挙運動です。従って、個々の面接や電話による選挙運動は、期間中であれば制限されませんが、立候補届出前に行うことは許させません。

事前運動になるかどうかの判断は、微妙なものがあり慎重な検討が必要になります。

(3) 選挙運動ができない人

① 選挙事務関係者

投票管理者、開票管理者及び選挙長

② 特定の公務員

選挙管理委員会委員及び職員、警察官、収税官吏・徴税吏員、検察官など

③ 公務員等

国家公務員、地方公務員、公庫・公団の役職員

④ 教育者

学校教育法に規定する学校（幼稚園を含む、各種専門学校は含まない。）の長・教員は、その地位を利用して選挙運動をすることはできません。

⑤ 年齢が満18歳未満の者

18歳未満の者は、選挙運動をしてはなりません。（ただし、単純労務のために使用することは差し支えありません。）

⑥ 選挙犯罪者

選挙犯罪を犯したため、公民権停止中の者は、選挙運動することができません。

(4) 選挙事務所の設置

- ① 設置できる数 ～ 1箇所（1日に1回だけ異動できる。ただし、投票日は異動できない。異動の届出が必要となる。）
- ② 設置できる者 ～ 候補者又は推薦届出者（推薦者が数人ある場合は、その代表者）
- ③ 届出 ～ 候補者届出時に提出願います。
- ④ 表示 ～ ○ポスター、立札、看板の類を合わせて3個以内
（規格 350 cm以内×100 cm以内）
○提灯
（高さ 85 cm、直径 45 cm以内）

※選挙事務所から離れた場所に掲示することはできません。

- ⑤ 設置場所の制限 ～ 投票当日投票所の入口から300m以内にある選挙事務所は閉鎖するか異動させなければなりません。
（別紙資料）

(5) 選挙運動用自動車の使用

① 使用できる台数 ～ 1台

② 使用できる自動車の種類

○乗車定員 10 人以下の乗用車

オープンカーやオープンカーに幌をかぶせた車は使えない。

○乗車定員 4 人以上 10 人以下の小型自動車

(ワゴン型、バン型の貨客兼用の自動車)

屋根、側面又は後面の全部又は一部が開いたままになっているものや、屋根の全部又は一部を開閉できるものは使用できない。小型かそうでないかは車検証で区分する。

○四輪駆動式の自動車で車両重量 2 トン以下のもの

上部、側面又は後面の全部又は一部が開いたままになっているものは使えない。

一般にジープと呼ばれる類で、前 2 つと違っていわゆるバン型にしたものや幌付のものであればさしつかえない。

○小型貨物自動車 (軽貨物自動車を含む)

おおいの有無にかかわらず使える。

③ 自動車に掲示できる文書図画

○ポスター、立札、看板の類 (数に制限なし)

※規格 273cm×73cm 以内

○提灯 (1 個) ※規格 高さ 85cm×直径 45cm 以内

④ 乗車できる人員

候補者と運転手 (1 人に限る) を除いて、腕章を付けた運動員 4 人まで。

※腕章は選管交付のもの

⑤ 表示板

選管交付の表示板を前面の見やすい場所に取り付け

⑥ 設備外積載許可申請

○申請書の記載例は 別紙

※添付書類として ・車検証の写し ・取付図面 ・運転する者の免許証の写し、各 2 部が必要です。

○看板等積載物の大きさの制限 ・幅、長さ ～ 車両の幅、長さ以内

・高さ ～ 車体含め 3m80cm 以内

(6) 選挙運動用拡声機

- ① 使用できる数 ～ 1揃 (マイク 1、スピーカーと必要な増幅装置)
- ② 表示板 ～ 選管交付の表示板を拡声機送話口の下部等見えやすい場所に取り付けて下さい。

(7) 選挙運動用通常葉書の使用

- ① 枚数 ～ 800 枚
 - ② ・選挙運動用通常葉書使用証明書 (葉書の交付を受けるとき必要)
 - ・選挙運動用通常葉書差出票 (葉書を発送するとき必要)
- ※立候補届出後、交付します。

(8) 新聞広告

- ① 回数 ～ 2回まで (費用は候補者負担)
- ② 規格 ～ 横 9.6cm 縦 2 段以内記事下に限られる。色刷りは認められません。
- ③ 新聞広告掲載証明書 ※立候補届出後、交付します。(2部)

(9) 選挙運動用ポスターの掲示

- ① 枚数 ～ 500 枚
- ② 必要事項 ～ 掲示責任者、印刷者の住所・氏名 (法人であるときは、所在地と法人名) を必ず入れて下さい。
- ③ 検印 ～ 町選管に提出し、検印を受けなければ掲示できません。

※検印に時間がかかりますので、あらかじめポスターを作成された方は、前もって選管にお預け下さい。候補者届出後、お返しいたします。

- ④ 規格 ～ タブロイド型 (42cm×30cm 以内)
- ⑤ 貼付 ～ ○町ポスター掲示場 (全 9 箇所)
 - ・第 1 投票区 9 箇所 (別紙資料)

○その他場所については、居住者、管理者、所有者の承諾を必ず得て貼付して下さい。

※国、地方公共団体等が所有又は管理する施設、場所には、掲示できません。また公道上も掲示できません。

(10) 選挙運動用ビラの頒布

- ① 枚 数 ～ 1,600 枚（2種類以内）
- ② 必要事項 ～ 頒布責任者、印刷者の住所・氏名（法人であるときは、所在地と法人名）を必ず入れて下さい。
- ③ 届 出 ～ 選挙運動用ビラを作成された方は、選挙運動用ビラ届出書に見本1枚を添付し、事前に選管に提出願います。選管より選挙運動用ビラ証紙交付票をお渡ししますので、証紙必要枚数をご記入のうえ立候補届出時に交付請求願います。
- ④ 証紙の貼付 ～ 選管より交付された証紙をビラに貼り付けます。証紙が貼付されたもの以外は頒布することはできません。
- ⑤ 規格 ～ A4判（長さ29.7cm、幅21cm）以内
- ⑥ ビラの頒布方法
 - ・新聞折り込みによる頒布
 - ・選挙事務所内における頒布
 - ・演説会の会場内における頒布
 - ・街頭演説の場所における頒布

(11) インターネット等の利用

- ① ウェブサイト等を利用する方法

何人（選挙運動が禁止されている者を除く。）も、ウェブサイト等を利用する方法により、選挙の告示の日から投票日の前日までの期間、選挙運動のために使用する文書図画を頒布することができる。

また、これにより頒布されたものは、選挙の当日においてもその受信者が使用する通信端末機器の映像画面に表示させることができる状態においてそのままにすることができる（当日の更新はできない）。

ウェブサイト等とは

- ・ホームページ
- ・ツイッター、フェイスブックなどのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）
- ・動画共有サービス
- ・動画中継サイト等

※インターネットを利用する方法のうち電子メールを除いたもの。

② 電子メールを利用する方法

電子メールを送信できる者は公職の候補者に限られており、一般の有権者は禁止される。例えば、候補者等から送付を受けた選挙運動用電子メールを友人等に転送することはできない。

また、選挙運動のために使用する文書図画を頒布する為に用いられる電子メールアドレスの送信者は、次の者に対し、かつ、受信者が通知した電子メールアドレスに送信することができる。

この場合、送信する電子メールには、選挙運動用電子メールである旨や送信者の氏名・名称等を表示しなければならない。

- ・あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の承諾を求め、同意をした送信者である候補者等に通知した者に対して、その通知をした電子メールアドレスに送信すること
- ・政治活動用電子メールを継続的に受信している者で、あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の通知を受け、拒否しなかった者に対して、その通知した先の電子メールアドレスに送信すること

(12) 立札・看板類の掲示

選挙運動のために使用できる立札・看板の類は、選挙事務所・選挙運動用自動車・個人演説会場に使用するものだけです。

看板を照らす照明灯を使用することはできますが、単なる照明の範囲を超える使用方法は認められません。（電飾など）看板の文字を夜光塗料で書くことも差支えありません。

選挙運動のために、アドバルーン、ネオンサイン又は電光による表示やビデオ等の映写による掲示は禁止されています。

その他の文書図画の掲示としては、候補者が使用するタスキ、胸章及び腕章の類があります。これらは候補者が着用して使用する限り数・規格・記載内容の規制はありません。

(13) 個人演説会

① 開催できる者 ～ 候補者だけに限られています。複数の候補者が合同で個人演説会を開催できます。

② 演説できる者 ～ 演説者に制限はありません。候補者が不在でも良いことになっています。録音テープ等を使用してもかまいません。

※ビデオ等の映写は禁止されています。

③ 使用する施設

○公営施設 ～ 町民会館、小・中学校

※1回に限り無料 5時間以内

○その他施設 個人の住宅、神社、寺院などが使用できます。

※所有者等の承諾を得るほかは、手続きはありません。

※交通機関の中や駅・鉄道敷地等、医療施設は禁止されています。

④ 掲示できる文書図画

○会場外 ～ 立札、看板の類（ポスター含む）2個以内
提灯 会場内外を通じて1個

○会場内 ～ 数の制限はありません。（提灯 会場内外を通じて1個）

※規格 ・立札、看板の類 273cm×73cm 以内（足場等を含む）

・提灯 高さ 85cm、直径 45cm 以内

(14) 街頭演説

①演説できる者 ～ 演説者に制限はありませんが、候補者以外は腕章の着用が必要です。

②禁止される場所 ～ 公共の建物、汽車・バス等の交通機関の中や停留所・鉄道敷地内及び療養施設等の敷地内での演説は禁止されています。

③演説の態様 ～ 必ず標旗を掲げ、演説者は、そこに止まって行なわなければなりません。（標旗は、選管が立候補届出後に交付します。）

- ④時間 ～ 午前 8 時から午後 8 時までの間に限ってすることができます。
- ⑤運動員等の数 ～ 街頭演説の場所に居ることができる運動員及び労務者は、候補者、運転手（1 人）を除いて 15 人以内で、腕章を着用しなければなりません。（腕章は選管が立候補届出後に交付します。）
- ⑥文書図画の表示 ～ 選挙運動自動車のもの以外は、どのような文書図画も掲示、頒布できません。
但し街頭演説・新聞折り込み等での選挙運動用ビラの頒布は認められています。

(15) 禁止されている選挙運動

① 休憩所の設置禁止

選挙運動のために設ける休憩所その他これに類似する設備は、選挙運動員のためであろうと選挙人のためであろうと一切禁止されています。

② 回覧行為の禁止

選挙運動のために回覧版、その他の文書図画を多数に回覧させることは禁止されています。

③ 後援団体等のあいさつ状の禁止

選挙運動期間中は、候補者の氏名、政治団体の名称、選挙運動従事者の氏名又は候補者と同一戸籍内にある者の氏名を表示した、年賀、暑中見舞、転任、開店など、その他これに類する挨拶状を選挙区内に頒布や掲示することは、どのような目的であっても禁止されています。

④ 戸別訪問の禁止

何人も選挙に関し、投票を得もしくは得しめまたは得しめない目的を持って戸別訪問はできません。

※会社、官公庁、工場、各種団体なども含まれます。また、軒下、入口、庭先などで面接するときも、相手が不在であっても訪問とみなされます。

⑤ 署名運動の禁止

何人も、選挙に関し、選挙人に対して署名運動をしてはなりません。署名収集の方法、回覧であろうが街頭であろうが、どのような方法であっても禁止されています。

⑥ 氣勢を張る行為の禁止

何人も、選挙運動のために、自動車をつなげたり、隊を組んだり、大声で騒いだりすることは、禁止されています。

⑦ 連呼行為の禁止

何人も、選挙のために、連呼行為をすることは、原則として禁止されています。ただし個人演説会、街頭演説、自動車の車上、幕間演説に限り認められます。

⑧ 飲食物の提供の禁止

何人も、選挙運動に関しては、どのような名目であっても、飲食物を提供することができません。「選挙運動に関し」とは、「特定の候補者の選挙運動に関して」という意味であり、投票を依頼する目的の有無は関係ありません。

例えば、候補者が選挙運動員や労務者を慰労する目的で飲食物を提供する場合も「選挙運動に関する」もので禁止されます。選挙事務所開きに酒やビール、ジュースなどを提供することも違反となります。

この例外として次に掲げるものは許されています。

○湯茶、菓子の提供

「湯茶に伴い通常用いられる程度の菓子」は提供できます。これらは「せんべい」「まんじゅう」いわゆるお茶うけ程度のものを指すとされています。「みかん」「りんご」程度の果物や漬物なども通常用いられる程度を超えない限り、ここにいう菓子の類に入ります。

また、菓子であっても高価な洋菓子の類は、ここでいう菓子には含まれません。酒、ジュース、サンドイッチなどは菓子ではないので提供できません。

提供することができる量、相手方については、原則として制限がなく、陣中見舞いに来た人達にも提供することができます。

提供した湯茶、菓子の費用は、すべて選挙運動費用に加算しなければならず、果物菓子折などを陣中見舞いとして受けたときは寄附に計上し、これを運動員などに提供したときは支出に計上することが必要です。

○選挙事務所での弁当の提供

選挙運動員、事務員、車上運動員や労務者に対し、立候補者の届出後から

投票日の前日までの間、選挙管理委員会が定めた弁当額の限度以下で、かつ食数を超えない範囲内で、選挙事務所で食事をするため、または携行するため、選挙事務所でそれぞれ弁当を提供することができます。

弁当を提供できる相手方は、運動員、事務員、車上運動員及び労務者に限られており、陣中見舞いに来た有権者などに対して提供することはできません。

※選挙管理委員会が定める弁当額は、通常1食につき1,000円に制限されており、その制限以内に従わなければなりません。なお、弁当は、選挙事務所で提供されたものに限られていることから、運動員などを料理店、食堂などへ連れて行って提供することはできません。

※提供できる弁当の数は、候補者1人当たり15人分(45食)に選挙期日の告示の日から投票日の前日までの日数を乗じて得た数の範囲内であり、この総数内であれば、どのように配分して提供しても差支えありません。

45食×5日間=225食

※運動員、事務員、車上運動員に弁当を提供した場合、その者にさらに実費弁償として弁当料を支給するときは、その提供した弁当料と弁当実費を合わせた額が1日当たりの弁当料の制限額(3,000円)以内となるように実費弁償をしなければなりません。

例えば、朝昼2食を提供した額が2,000円の場合、その運動員等が夕食と夜食を自費でとったとしても、3,000円を基準に1,000円以内でしか支給することができません。

3. 選挙運動費用

(1) 収入

一般的に解釈される「収入」と言われるものより広い意味を持ち、金銭の收受だけでなく、物品、その他財産的価値のある者の收受なども含まれます。

(2) 寄附

収入の一種ではあるが、運動資金の根源を明確にするため区分されていません。

(3) 支出

一般的に解釈される「支出」と言われるものより広い意味を持ち、金銭、物品、その他財産上の利益の供与又は交付なども含まれます。

(4) 出納責任者

① 選任の届出 ～ 立候補届出時に提出

② 出納責任者の職務

○選挙運動に関する支出は原則、出納責任者でなければすることはできません。

※例外として、立候補準備のために要する支出をすることや電話による選挙運動に要する支出をすることは、出納責任者以外でも認められています。

○会計帳簿の備付及び記載

○選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出

(5) 選挙運動費用の制限

① 制限額

$$\frac{\text{告示日選挙人名簿登録者総数}}{\text{その選挙区内の議員定数}} \times \text{人員割額} + \text{固定額} = \text{制限額}$$
$$\frac{(\quad \quad \quad \text{人})}{9 \text{ 人}} \times (1,120 \text{ 円}) + (900,000 \text{ 円}) = \text{制限額}$$

② 告示

選挙管理委員会では、選挙の告示日（8月29日）に制限額を定め告示をします。

※立候補届出時に、お知らせいたします。

(6) 選挙運動員、事務員、労務者に対する実費弁償、報酬

選挙運動員・労務者に対する実費弁償・報酬は、選挙運動費用を膨大ならしめないために、一定の制限が設けられています。この制限に違反すると、多くの場合は、買収の推定を受けることになるので、この違反に関する事件が各選挙で頻発しており、十分に注意する必要があります。

- ① 実費弁償は、選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用される労務者に対して支給することが認められます。この場合、労務者とは、立候補準備行為及び選挙運動に付随して行う単純な機械的労務（例えば、ポスター貼り、葉書の宛名書き及び発送、看板の運搬、自動車の運転等）で、自ら労務の対価である報酬の取得を目的とする行為に服するものです。

選挙運動に従事する者に対しては、弁当料、茶菓子料の実費を支給することができるのに対し、労務者に対しては支給することができません。また、選挙運動に従事する者に対しては、食事料を含んだ宿泊料を支給できるのに対し、労務者には食事料を除いた宿泊料しか支給することができません。

これらの支給できる額は、次に定める基準に従うことになっています。これらの額の範囲内で実費弁償の支給をしなければならず、超えて支給すると買収の推定を受ける場合もあります。

○選挙運動に従事する者 1 人に対し、支給することができる実費弁償の額の基準

- ・ 鉄道賃 ～ 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- ・ 船賃 ～ 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- ・ 車賃 ～ 陸路旅行について、路程に応じた実費額
- ・ 宿泊料 ～ 1 夜につき 12,000 円以内（食事料 2 食分含む）
- ・ 弁当料 ～ 前述のとおり
- ・ 茶菓子料 ～ 1 日につき 500 円以内

※基準額の範囲内であって、実際に支払った費用しか支給できません。

○選挙運動のために使用する労務者 1 人に対し支給することができる実費弁償の額の基準

- ・ 上記の鉄道賃、船賃、車賃
- ・ 宿泊料（食事料を含まない。）1 夜につき 10,000 円以内

- ② 報酬とは、一定のサービスに対する給付をいうものであって、選挙運動のために使用する労務者、事務員及び車上等運動員に限り支給することができます。

- 労務者に支給する報酬の額
- ・基本日額 ～ 10,000 円以内
- ・超過勤務手当 ～ 1日につき上記の基本日額の5割以内

※労務者に対して弁当を提供した場合は、労務者に支給すべき報酬の基本日額から弁当の実費に相当する額を差し引いたものを支給しなければなりません。

○事務員及び車上等運動員

選挙運動に従事する者のうち選挙運動のために使用する事務員及び専ら車上等における選挙運動のために使用する者に限って報酬を支給してよいこととされています。

「選挙運動のために使用する事務員」とは、選挙運動に関する事務に従事する者として使用するため雇い入れた者を言い、総括主催者、出納責任者等の選挙運動の枢機に参画するような者はもちろん、親族等の特別信頼関係から選挙運動に関する事務に従事する者は含まれません。

「専ら車上等における選挙運動のために使用する者」とは、いわゆる「うぐいす嬢」のように、選挙運動用自動車の上で、連呼行為等の選挙運動を行うことを本務として雇用された者です。従って、このような者が一時的に停車した自動車等の周囲において演説を行うことがあっても、車上等における選挙運動を本務としていると認められるときは、報酬を支給することはできますが、車上等における選挙運動を本務としていない者が一時的に車上等における選挙運動に従事することがあっても、報酬を支給することはできません。

- ・支給できる期間 ～ 立候補の届出後、報酬の支給を受けられることを文書で、その選挙管理委員会に届出たときから選挙の期日の前日までの間
- ・員数 ～ 事務員及び車上等運動員の数は、1日につき7人以内
※日によって交替する場合は、延べ35人まで、届出をし、報酬を支給することができます。
- ・支給額 ～ 事務員 1人1日につき10,000円以内
車上等運動員 1人1日につき15,000円以内
※超過勤務手当は支給できません。

(7) 選挙運動に関する収支報告書の提出

- ① 提出期限 ～ 選挙期日から 15 日以内 (9 月 18 日まで)
※選挙期日から 15 日間を超えて寄附及びその他収入並びに支出があった場合は、その事実があった日から 7 日以内に報告すること。

- ② 提出場所 ～ 妹背牛町選挙管理委員会

- ③ 記載内容 (参考)

- 人件費 ～ 人件費としては、選挙運動のために使用する労務者、事務員及び車上等運動員に対する報酬が考えられる。

なお、運動員等については、実費弁償が支払われるが、その内容は交通費、食料費等として処理すべきものである。

- 家屋費 ～ 選挙事務所費として考えられるのは、第 1 に借上料であって、この中には、事務所などの備品の借上料が考えられる。事務所の電話を架設する費用も家屋費の中に含まれるので注意を要する。

- 通信費 ～ 選挙運動に関し、支出する通信費の内容は、電話、葉書等に要する費用である。葉書は、事務用や選挙運動用葉書の台紙を自分で買って告示前に印刷を行うパターンが予想される。(印刷代は、印刷費に計上) また、電話架設費は、選挙事務所の中に入るが、電話の借上料と電話料は、通信費に入る

- 交通費 ～ 交通費は、候補者、運動員、事務員、労務者について生ずるが、このうち候補者の分は、原則として選挙運動の費用とみなされないから、問題はないが、運動員以下については、実費弁償がある。候補者と運動員がタクシーを拾ったような場合は、一般には運動員が便乗と解されるので算入する必要はない。運動員が友人の好意で無料で自動車に乗せてもらった場合等は時価で見積り、寄附及び支出として費用の中に計上する。

選挙運動用自動車を使用するために要した費用は、選挙運動のための支出と見なされないことから、ここに記載する必要はない

い。「使用するために要した費用」の内容は、借上料、ガソリン代、オイル代、修繕代、タイヤ代、運転手の雇料、超過勤務手当、宿泊代及び食事料等であり、これらは選挙運動費用と見なされない。

ただし、自動車に取り付ける文書図画に要する経費は広告費等に計上しなければならない。

- 印刷費 ～ 印刷費については、選挙運動のために使用するポスター、選挙運動用葉書の印刷がある。
- 広告費 ～ 立札、看板、提灯、拡声機等の費用である。
- 文具費 ～ 文具費については、紙、筆、墨、その他選挙事務所において使用した消耗品等である。
- 食料費 ～ 食料費には、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を提供した費用とか、法律で認められた運動員、労務者に対して提供する弁当の調製に要した費用がある。
- 雑費 ～ 例えば、看板の作成について考えると、看板屋に請け負わせたものであれば広告費に入り、材料を提供して労務者を雇い作成したものであれば、労務費は人件費の中に、材料代、トタン等は雑費の中に、墨やペンキ代は文具費というように分けられる。また、灯油代、ガス代、電気代、水道代も雑費に入る。

4. その他

(1) 交付物件の要領

① 交付内容、場所及び日時

立候補届出の終了後、その場で交付します。

※この場合、受領書に候補者の記名押印していただくこととなりますので、印鑑を持参願います。

② 交付内容

○選挙運動用自動車表示板	1枚
○選挙運動用拡声機表示板	1枚
○自動車乗用腕章	4枚
○街頭演説用標旗	1枚
○街頭演説用腕章	11枚
○選挙運動用ポスター検印票	1枚
○選挙運動用通常葉書使用証明書	1枚
○選挙運動用通常葉書差出票	8枚
○新聞広告掲載証明書	2枚

5. 届出書類等の事前審査

○日 時 8月22日(火) 午前9時00分～午後4時00分

○場 所 妹背牛町役場 2階 第2.3会議室